ThreeBond

安全データシート

発行日 2015-10-27 **改定日** 2016-5-30 **バージョン** 3

1. 化学品及び会社情報

製品特定名
化学品の名称 ThreeBond 6559

推奨用途及び使用上の制限
推奨用途 自動車整備用

供給者情報
社名
スリーボンドファインケミカル株式会社

住所・担当部門
神奈川県相模原市緑区大山町1-1
生産技術部

緊急連絡電話番号
042-774-1333

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 2A
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく 露)	区分1
区分1 中枢神経系 腎臓 全身毒性	
区分3 呼吸器刺激性。	
特定標的臓器毒性(反復ばく 露)	区分2
区分2 血液, 肝臓, 脾臓。 肺[吸入]。	

GHSラベル要素



注意喚起語 危険

危険有害性情報
H225 - 引火性の高い液体及び蒸気
H319 - 強い眼刺激
H361 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H370 - 臓器の障害
H373 - 長期にわたる、又は反復ばく 露による臓器の障害のおそれ
H335 - 呼吸器への刺激のおそれ
H370 - 吸入すると 以下の臓器に障害を 生じる: 中枢神経系, 腎臓, 全身毒性。
H373 - 長期暴露又は反復暴露により 以下の臓器に障害を 生じるおそれ: 血液, 肝臓, 脾臓。
H373 - 吸入することによる長期暴露又は反復暴露により 以下の臓器に障害を 生じるおそれ: 肺[吸入]。

注意書き - 安全対策
• 使用前にラベルやSDSを確認すること。
• 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
• 指定された個人保護具を使用すること。
• 取り扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと。
• 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
• この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
• 熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。－禁煙
• 容器を密閉しておくこと。
• 容器を接地すること／アースをとること。
• 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
• 火花を発生させない工具を使用すること。
• 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
注意書き - 応急措置
• 暴露した場合: 直ちに医師に連絡すること。
• 特別な処置が必要である。
• 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
• 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。
• 皮膚(または髪)に付着した場合: 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
• 火災の場合: 消火に二酸化炭素、粉末消火剤、または泡消火剤を使用すること。
注意書き - 保管
• 施錠して保管すること。
• 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
注意書き - 廃棄
• 内容物/容器を承認を受けている廃棄物処理施設に廃棄すること。

他の危険有害性
• 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ
• 飲み込むと有害のおそれ。
• 皮膚に接触すると有害のおそれ。

3. 組成及び成分情報

単一の化学物質または混合物 混合物
労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物は2016年6月1日より
労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物とリスクアセスメント実施対象物質に該当します。

化学物質名	濃度又は濃度範囲(%)	化審法	安衛法番号	CAS番号
イソプロピルアルコール	35-45	(2)-207	2-(8)-319	67-63-0
酸化アルミニウム	<5	(1)-23	-	1344-28-1
シリカ	<5	-	-	-
炭化水素系溶剤	45-55	-	-	-

労働安全衛生法

規制区分	法文物質名	政令番号
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)	イソプロピルアルコール	2の3
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9)	酸化アルミニウム	189
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9)	シリカ	312
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9)	プロピルアルコール	494

化審法

規制区分	法文物質名	政令番号
優先評価化学物質(法第2条第5項)	イソプロピルアルコール	102

4. 応急処置

吸入した場合
被災者を空気の新鮮な場所に移すこと。 呼吸が不規則になった場合または停止した場合には、人工呼吸を施すこと。 呼吸が困難な場合には酸素吸入を行うこと。

皮膚に付着した場合
汚染された衣服と靴を脱ぎ、直ちに石鹸と多量の水で洗い流すこと 皮膚の炎症やアレルギー性反応が起きた場合には、医師の診断／手当を受けること。

眼に入った場合
物質に接触した場合には、直ちに皮膚または眼を少なくとも20分間流水で洗うこと。

飲み込んだ場合
口をすすぐこと。 医師の診断／手当てを受けること。

応急措置をする者の保護
医療関係者が物質の関与を認識し、彼ら自身の保護対策を講じていることを確認すること。 被災者がその物質を経口摂取または吸入した場合には口移し法は使わず、一方向弁を備えたポケットマスクまたはその他の適切な呼吸医療装置を使用して人工呼吸を行うこと。

医師に対する特別な注意事項
被災者を暖かく安静にしておくこと。 物質への暴露(吸入、経口摂取または皮膚との接触)の影響は遅発性の場合もある。

5. 火災時の措置

引火性の特性
引火性/可燃性物質。
容器は熱すると爆発することがある。 多くの液体は水より軽い。

消火剤
粉末消化剤、CO2、水噴霧または耐アルコール泡消化剤。 リスクを伴わずに行えるのであれば、容器を火災区域から移動させること 消火用水を防液堤で囲い込み、後で廃棄する。物質を散乱させてはならない

特有の危険有害性
熱、火花、炎で引火することがある 蒸気は空気と爆発性混合物を形成することがある。 蒸気は発火点まで移動して逆火を引き起こすことがある。 ほとんどの蒸気は空気より重いため、地面に沿って広がり低所または閉所(下水、地下室、タンク)に集まる。 屋内、屋外または下水における蒸気爆発危険有害性。 加熱されたり火災に巻き込まれると爆発的に重合することがある 下水に流れ込むと火災危険有害性または爆発危険有害性を生じることがある。

特有の消火方法
消火作業を行う者は、保護具(保護眼鏡，保護衣，呼吸用保護具等)を着用して、風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置
火災を伴わない漏出および漏洩に対しては、全身を包む、蒸気に対する保護性のある衣類を着用すること 全ての点火源を排除すること。(近接区域では禁煙とし裸火、火花または火炎を排除する) 製品の取扱時に使用する全ての器材は接地しなければならない。 漏出物に触れたり、その上を歩いたりしないこと。リスクを伴わずに可能なら、漏出を止めること。

環境に対する注意事項
水路、下水道、地下室または閉めきった場所への侵入を防止すること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
蒸気を減らすために蒸気抑制泡を使用することができる。 土、砂またはその他の不燃性材料に吸収させて容器に移し、後で廃棄する

浄化の方法
清潔で火花を発生させない工具を用いて吸収させた物質を集める。 液体流出物のかなり前方に防液堤を築き、後で廃棄する。

二次災害の防止策
すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い
安全取扱注意事項
技術的対策
『８．ばく露防止措置及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気、全体換気
『８．ばく露防止措置及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

保管

安全な保管条件 容器を密閉して、直射日光や火気を避け、適切な温度で保管すること。

安全な容器包装材料 保管の際には、容器を移し替えないこと。また容器から出したものを中に戻さないこと。

8. ばく 露防止及び保護措置

ばく 露限界

化学物質名	日本産業衛生学会	労働安全衛生法作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH 許容濃度、暴露限界
イソプロピルアルコール	Ceiling: 400 ppm Ceiling: 980 mg/m³ ISHL/ACL: 200 ppm	ISHL/ACL: 200 ppm	STEL: 400 ppm TWA: 200 ppm
酸化アルミニウム	TWA: 2 mg/m³ TWA: 0.5 mg/m³	-	TWA: 1 mg/m³ respirable fraction

設備対策 屋内作業場で使用の場合は、発生源の密閉化または局所排気装置の設置等の対策をする。取扱場所の近くに、安全シャワー，手洗い，洗顔装置を設け、その位置を明瞭に表示することが望ましい。

個人用保護具

- **呼吸用保護具** 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。
- **手の保護具** 適切な保護手袋(ポリエチレン製，ゴム製等の不浸透性素材のもの)を着用すること。
- **眼の保護具** サイドシールド付き保護眼鏡(またはゴーグル)を着用すること。
- **皮膚及び身体の保護具** 必要に応じて保護前掛け、保護長靴などを使用する。半袖の作業着の使用は避ける。

注記 取扱後は手をよく洗うこと。 取扱中は飲食禁止および禁煙。

9. 物理的及び化学的特性

形状 液体
臭い 溶剤臭
色 白色

特性	値	備考
pH	データなし	
融点/凝固点	データなし	
沸点 / 沸点範囲	82.4 °C	イソプロパノールに由来
引火点	11.7 °C	イソプロパノールに由来
蒸発速度	データなし	
燃焼性(固体、気体)		
空気中での可燃限界		
燃焼上限:	データなし	
燃焼下限:	データなし	
比重	0.79	
水への溶解度	水に不溶性	
自然発火温度	データなし	
分解温度	データなし	
粘度	データなし	

10. 安定性及び反応性

化学的安定性 通常の条件下で安定。

危険有害反応可能性 強酸化剤と反応し、火災の危険をもたらす。

避けるべき条件 熱、炎および火花, 強酸化剤

混触危険物質 強酸化剤。

危険有害な分解生成物 燃焼すると条件によって有害ガスが生成することがある。

11. 有害性情報

急性毒性

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出された
吸入LC50 製品としてデータなし。

毒性の数値指標 - 成分情報

化学物質名	経口LD50	経皮LD50	吸入LC50
イソプロピルアルコール	= 1870 mg/kg (Rat)	= 4059 mg/kg (Rabbit)	= 72600 mg/m³ (Rat) 4 h
酸化アルミニウム	> 5000 mg/kg (Rat)	-	-

短期的及び長期的暴露による直後の影響と遅発性の影響及び慢性的影響

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 製品としてデータなし。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 製品としてデータなし。

呼吸器感作性又は皮膚感作性 製品としてデータなし。

生殖細胞変異原性 製品としてデータなし。

発がん性 以下に表が掲示される場合、本製品に含有される発がん性物質の情報を示している。表が掲示されない場合製品としてデータなし。

化学物質名	日本産業衛生学会	IARC
イソプロピルアルコール		Group 1 Group 3

生殖毒性 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、 単回ばく露 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、 反復ばく露 製品としてデータなし。

吸引性呼吸器有害性 製品としてデータなし。

12. 環境影響情報

生態毒性
水生環境に対する急性危険有害性 製品としてデータなし。

水生環境に対する慢性危険有害性 製品としてデータなし。

生態毒性 長期継続的影響によって水生生物に有害。

化学物質名	藻類/水生植物	魚類	甲殻類
イソプロピルアルコール	*1000: 96 h Desmodesmus subspicatus mg/L EC50 1000: 72 h Desmodesmus subspicatus mg/L EC50*	*1400000: 96 h Lepomis macrochirus µg/ LC50 9640: 96 h Pimephales promelas mg/L LC50 flow-through 11130: 96 h Pimephales promelas mg/L LC50 static*	*13299: 48 h Daphnia magna mg/L EC50*

残留性･分解性 製品としてデータなし。

生物蓄積性 製品としてデータなし。

土壌中の移動性 製品としてデータなし。

内分泌かく乱物質情報 製品としてデータなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 国、都道府県、および市町村の規制に従って廃棄すること。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することはしてはならない。

汚染容器及び包装 使用済みの容器･ウエス等も、残余廃棄物と同様に処理する。

14. 輸送上の注意

IMO／海上規制

UN/ID番号	UN2924
品名	引火性液体、腐食性、その他の危険物
国連分類	3
副次危険性	8
容器等級	II
EmS - No	F-E, S-C

ICAO／IATA／航空規制

UN/ID番号	UN2924

品名	引火性液体、腐食性、その他の危険物
国連分類	3
副次危険性	8
容器等級	II

ADR(EU)／陸上規制

UN/ID番号	UN2924
品名	引火性液体、腐食性、その他の危険物
国連分類	3
ラベル	8
容器等級	II
ERG コード	3CH

国内規制

国連番号	UN2924
品名	引火性液体、腐食性、その他の危険物
国連分類	3
副次危険性	8
容器等級	II
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3 条危険物告示別表第１)
民間航空法	引火性液体(施行規則第１９４条危険物告示別表第１)

15. 適用法令

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物は2016年6月1日より
労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物とリスクアセスメント実施対象物質に該当します。

消防法 第4 類 第一石油類(非水溶性)

化審法 優先評価化学物質(法第2 条第5 項)

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法５７条１、施行令第１８条)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第５７条の２、施行令第１８条の2 別表第９)

16. その他の情報

発行日 2015-10-27

注記 製品の特性等に関するお問い合わせは、ご購入先の営業所または株式会社スリーボンド お客様相談室までお願いします。お客様相談室 0120-56-1456

免責事項
危険有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意してください。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成されておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施願います。
この情報は、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
この安全データシートは日本国内向けに作成したものですので、無断での翻訳及び海外向けの交付はご遠慮ください。製品を海外に輸出する場合には、仕向国の法令・規制等について事前にご確認ください。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販中部
所在地：愛知県名古屋市瑞穂区堀田通4-4
TEL:052-884-8011